第１回　第４次大阪府障がい者計画評価・見直し検討部会

開催日時　平成2８年５月３１日（火）午前１０時から１２時

開催場所　国民会館住友生命ビル １２階大ホール

出席委員

泉元　喜則　　忠岡町　健康福祉部　いきがい支援課長

岩田　悛二　　社会福祉法人　弥栄福祉会　理事長

上田　一裕　　一般財団法人　大阪府視覚障害者福祉協会　副会長

◎大谷　悟　　　大阪体育大学　健康福祉学部健康福祉学科　教授

奥脇　学　　　有限会社　奥進システム　代表取締役

小尾　隆一　　社会福祉法人　大阪手をつなぐ育成会　理事兼事務局長

真田　政稔　　社会福祉法人　大阪府社会福祉協議会　事務局次長

田垣　正晋　　大阪府立大学　人間社会学部　准教授

髙橋　喜義　　特定非営利活動法人　大阪難病連　理事長

辰巳　佳世　　四條畷市　障がい福祉課長

中井　悌治　　一般財団法人　大阪府身体障害者福祉協会　副会長

長宗　政男　　公益社団法人　大阪聴力障害者協会　事務局長

成澤　佐知子　社会福祉法人　四天王寺福祉事業団四天王寺悲田富田林苑　施設長

林　信子　　　公益社団法人　大阪府精神障害者家族会連合会　副会長

福田　啓子　　大阪自閉症協会　副会長

古田　朋也　　障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議　議長

◎会長

○事務局

　定刻になりましたので、ただ今から「第１回　大阪府障がい者施策推進協議会　第４次大阪府障がい者計画評価・見直し検討部会」を開催させていただきます。

　委員の皆さま方におかれましては、ご多忙のところ、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

　私は、福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課の北村でございます。本日の司会を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

　それでは、開会にあたりまして、障がい福祉室長の西口からごあいさつを申し上げます。

○事務局

　皆さま、おはようございます。

　大阪府障がい福祉室長の西口でございます。第１回障がい者計画評価・見直し検討部会の開会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

　まず初めに、熊本県を中心に発生しております一連の地震でお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りしますとともに、被災された方々に、心からお見舞い申し上げます。

　本日は、委員の皆さま方には何かとご多忙の中、本検討部会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、日ごろから大阪府の障がい福祉行政の推進に格別のご理解、ご協力をいただいておりますこと、この場をお借りしまして厚くお礼を申し上げます。

　ご案内のとおりでございますが、第４次大阪府障がい者計画につきましては、平成２３年１２月に、「大阪府障がい者施策推進協議会」に取りまとめていただいた意見具申を踏まえまして、大阪府におきまして、平成２４年度から平成３３年度の、１０年間の長期計画として策定したものでございます。この計画を策定した後、これまでの間に「障害者虐待防止法」「障害者優先調達推進法」「障害者自立支援法」に代わる「障害者総合支援法」また、「障害者差別解消法」等の公布・施行がございました。

　また、「精神保健福祉法」や「障害者雇用促進法」などの改正、平成２６年１月には、「障害者権利条約」の批准、計画策定当時から法制度が大きく変わっている状況でございます。

　このようなことを受けまして、大阪府におきましては、障がい者施策推進協議会の下に本検討部会を設置いたしまして、法改正や制度変更の状況、あるいは障がいのある方々の生活実態などをしっかりと把握いたしまして、これまでの取組みの評価、検証を行いますとともに、現在の計画をより実効性のあるものとするための見直し検討に着手することといたしました。

　委員の皆さまには、あるべき姿、今後の目指すべき社会を見据えて、これを実現するための取組みが着実に推進されますよう、積極的にご議論いただき、検討部会としての意見具申（案）として取りまとめていただくようお願い申し上げます。

　本検討部会では、本日から検討を開始していただきまして、今年度末には意見具申（案）を、障がい者施策推進協議会にご報告いただきたいと考えております。

　大谷部会長はじめ、委員の皆さま方には大変ご苦労をおかけするかと思いますが、何卒、よろしくお願いいたしまして、開会のあいさつとさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○事務局

　続きまして、本日ご出席の委員の皆さまをご紹介させていただきます。

　なお、本部会の委員でございますが、 昨年度３月２５日に開催しました第３９回障がい者施策推進協議会において、条例第６条第２項の規定により、推進協議会会長から指名をいただきました。この指名に基づきまして、皆さまに委員就任を依頼させていただいております。

　それでは、五十音順にご紹介させていただきます。

　忠岡町　健康福祉部　いきがい支援課長の泉元委員でございます。

　弥栄福祉会　理事長　岩田委員でございます。

　大阪府視覚障害者福祉協会　副会長　上田委員でございます。

　大阪体育大学　健康福祉学部健康福祉学科　教授　大谷委員でございます。

　有限会社奥進システム　代表取締役　奥脇委員でございます。

　大阪手をつなぐ育成会　理事兼事務局長　小尾委員でございます。

　大阪府社会福祉協議会　事務局次長　真田委員でございます。

　大阪府立大学　人間社会学部　准教授　田垣委員でございます。

　大阪難病連　理事長　髙橋委員でございます。

　四條畷市　障がい福祉課長　辰巳委員でございます。

　大阪府身体障害者福祉協会　副会長　中井委員でございます。

　大阪聴力障害者協会　事務局長　長宗委員でございます。

　四天王寺福祉事業団四天王寺悲田富田林苑　施設長　成澤委員でございます。

　大阪府精神障害者家族会連合会　副会長　林委員でございます。

　大阪自閉症協会　副会長　福田委員でございます。

　障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議　議長　古田委員でございます。

　なお、本日は、弁護士　小山委員、障害者（児）を守る全大阪連絡協議会　代表幹事　中内委員、大阪精神科病院協会　理事　長尾委員、大阪府医師会　理事　藤森委員はご欠席でございます。

　現在の部会委員の総数は２０名であり、本日は過半数である１６名の委員にご出席いただいております。

　続きまして、事務局ですが、障がい福祉室をはじめ関係課が出席しておりますので、よろしくお願いいたします。

　次に、お配りしている資料の確認をさせていただきますので、お手元の資料をご確認ください。

　「次第」

「配席図」

「委員名簿」

　資料１「大阪府障がい者施策推進協議会条例」

　資料２「第４次大阪府障がい者計画（抜粋版）」

　資料３「今後の策定スケジュール」

　資料４－１～３「生活ニーズ実態調査」

　資料の不足等がございましたら、事務局までお知らせ願います。よろしいでしょうか。

　なお、大阪府におきましては、「会議の公開に関する指針」を定めており、本会議におきましても、この後の議題で会議を公開とすることも含めまして、運営方法についてお諮りしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

　会議を公開とすることとなりました場合、配付資料とともに、委員の皆さまの発言内容をそのまま議事録として、府のホームページで公開する予定にしております。ただし、委員名は記載いたしません。あらかじめご了解いただきますようお願いします。

　次に、この会議におきましては、手話通訳を利用されている聴覚障がい者の委員や点字資料を使用されている視覚障がい者の委員等がおられます。障がい者への情報保障と会議の円滑な進行のため、ご発言の際は、その都度、お名前をおっしゃっていただくとともに、手話通訳もできるように、ゆっくりと、かつ、はっきりとご発言をお願いいたします。また、点字資料は墨字資料とページが異なりますので、本日の資料を引用したり言及されたりする場合には、具体的な箇所を読み上げる等、ご配慮をお願いいたします。

　最後に、本部会の部会長につきましては、３月２５日開催の推進協議会において、大阪府障害者施策推進協議会条例第６条第３項の規定により、協議会会長から指名がございましたので、大谷委員にお願いしたいと存じます。

　それでは、以後の議事進行につきましては、大谷部会長にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○大谷部会長

それでは、議事を進めさせていただきます。

　はじめに、本日の公開について、皆さまのご了解をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○大谷部会長

はい。条例で公開となっておりますので、了解をいただいたということで議事を進めてまいりたいと思います。

　この検討部会の次第を見ていただきますと、今日の議題が４つ示されております。まず、議題（１）「第４次大阪府障がい者計画評価・見直し検討部会運営要領（案）について」です。

　続いて議題（２）「第４次大阪府障がい者計画について」でございます。

議題（３）「第４次大阪府障がい者計画の見直しの進め方について」。

　議題（４）「障がい者生活ニーズ実態調査（案）について」ということでございます。

　以上の４つを議題として部会を進めてまいります。

なお、時間のほうが２時間となっておりますので、円滑なご審議にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

　それでは、議題（１）「第４次大阪府障がい者計画評価・見直し検討部会運営要領（案）について」、事務局からご報告お願いいたします。

○事務局

　それでは、資料１をご覧ください。

　本日、開催しております「第４次大阪府障がい者計画評価・見直し検討部会」でございますが、大阪府障がい者施策推進協議会に属する一つの部会として位置づけられております。部会の設置や委員報酬等の根拠につきましては、資料１の大阪府障がい者施策推進協議会条例に規定されていることになっております。

　この条例の１０条、点字の資料では６ページになりますが、条例に定めるもののほか、必要な事項については、知事が定める旨の規定がされておりまして、これに基づき、大阪府障がい者施策推進協議会要綱というものが定められております。要綱をご覧ください。点字の資料では１ページの最初から始まっております。

　要綱でございますが、 要綱の２条に、条例第６条の規定に基づき部会の設置が定められておりまして、この中に「計画見直し検討部会」につきましても位置づけがされているというところでございます。また、当要綱の第５条、点字の資料では３ページになります。

　部会の運営に必要な事項については部会長が定めるという旨の規定がされておりまして、この規定に基づき、今回、運営要領（案）をお示しさせていただくということでございます。

　それでは、運営要領（案）をご覧ください。

　中身につきましては、大きく４点ございます。

　まず、第２条をご覧ください。点字の資料では２ページです。

　委員の人数について定めておりまして、２０人以内ということでございます。現在、２０人の委員の方にお願いしているところでございます。

　第３条では、大阪府の会議の公開に関する指針に基づき、原則公開とする旨を規定しております。この規定に基づきまして、本会議につきましては、議事録を公開するとともに、傍聴者が参加することもあるということでご理解いただきたいと存じております。

　第４条です。点字の資料では２ページの最後のほうから始まっております。

　会議の定足数や、議事の決し方につきまして規定をしております。出席につきましては、委員の２分の１以上が出席いただくということになっております。

　第５条でございます。必要に応じて外部の方に意見を述べていただくことができるという旨を規定しております。

　本日は、まず、委員の皆さま方に本部会につきまして、本運営要領に基づき運営していくことを認めていただきたく存じておりますので、本運営要領（案）のご検討をよろしくお願いいたします。

○大谷部会長

はい。ありがとうございます。ただ今、事務局から報告がございました運営要綱（案）でございます。これについて、まずご意見をお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。特に公開、会議の内容等、問題はないかと存じますが、よろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○大谷部会長

はい。ありがとうございます。それでは、要綱（案）についてはご承認いただいたということで、議事を進めさせていただきたいと思います。

　平成２８年５月３１日からとなりますので、「（案）」が外れるということになります。よろしくお願いいたします。

　それでは、議題（２）に移ってまいります。「第４次大阪府障がい者計画」について事務局からご報告お願いいたします。

○事務局

それでは、引き続きまして、資料２をご覧ください。

　「第４次大阪府障がい者計画（抜粋版）」をお配りさせていただいております。

　本議題におきましては、今回、見直しを図ります第４次大阪府障がい者計画というのがどのような内容のものであるのか、また、主に見直しを対象としていただくのはどこなのかといったところにつきまして、簡単にご説明させていただきます。

　まず、目次のページをご覧ください。

　目次をご覧いただきますと、本計画が５つの章に分かれているということでございます。

　第１章につきましては、計画の策定にあたって計画の目標時期や、どのような性格を持っているのかということを説明しております。

　第２章におきましては、基本的な視点ということで、本計画の基本理念や基本原則といったものを説明している章になってございます。

　第３章では、施策の推進方法ということで、このような基本理念・基本原則に基づいて、大阪府としてどのような施策を展開していくのかということで、最重点施策や、６つの生活場面に応じた施策の推進方法などを説明している章になっております。

　第４章でございますが、こちらは第４期大阪府障がい福祉計画の数値目標及び見込量ということになっておりまして、こちらは、福祉サービスの数値目標等を定めている章になっております。

　第５章では、大阪府における障がい者の状況等ということで、さまざまな数字や、データをまとめた章となっております。

　それでは、第１章でございますが、２ページをご覧ください。点字の資料では７ページになっております。

　本計画の性格でございます。大阪府におきまして、障がい福祉に関する行政計画が２本あるということでございます。

　１本目が、障害者基本法に基づく障がい者計画ということで、今回、見直しをする対象となっているものでございます。

　こちらにつきましては、長期的な視野から、障がい者施策全般に関する基本的な方向、達成すべき目標を示している総合的な計画ということでございまして、福祉のみならず、就労や、教育、医療、まちづくりなど、広範囲にわたった総合的な計画ということでございます。

　もう１本が、障害者総合支援法に基づく障がい福祉計画ということでございまして、こちらは、国が定めております基本指針に則しまして、３年間の障がい福祉サービスの見込量等を示しているものでございます。

　３ページをご覧ください。点字の資料では１０ページになっております。

　計画の目標時期ということでございますが、第４次障がい者計画の計画期間というのが、平成２４年から平成３３年度までの１０年間計画となっていることがここで述べられております。

　続きまして、第２章でございます。６ページをご覧ください。点字の資料では２１ページからになっております。

　この計画の基本理念、基本原則というものを定めているところでございます。

　基本理念といたしましては、「人が人間（ひと）として支えあいともに生きる自立支援社会づくり」という大きな理念を掲げているところでございます。この理念につきましては、１つ前の第３次の障がい者計画での基本理念が、「人が人間（ひと）として普通に暮らせる自立支援社会づくり」という理念でございましたが、この理念を継承しつつ、平成２３年度にございました障害者基本法の改正などを踏まえまして、「合理的配慮の実践」や、「ともに生きる社会の実現」といったような理念を盛り込む形で、「人が人間（ひと）として支えあいともに生きる自立支援社会づくり」という理念を掲げているところでございます。

　基本原則でございますが、大きく５つの原則を掲げております。

　１つ目ですが、点字の資料では２３ページからになっております。

　「権利の主体としての障がい者の尊厳の保持」ということでございます。

　２つ目といたしましては、「社会的障壁の除去・改善」ということで、こちらも障害者基本法におきまして、これまで当事者の心身の機能障がいが重視されてきましたが、障がい者の自立や社会参加を妨げているのはそれのみでなく、社会的障壁にあるのではないかという考え方を反映して、このような原則が掲げられているというところでございます。

　３つ目、「障がい者差別の禁止と合理的配慮の追求」でございます。点字の資料では２４ページからになっております。

　障害者基本法におきましても、相手方に過度の負担を課すものではないときは、社会的障壁の除去について必要、かつ合理的な配慮がされなければならないことが明記されております。このような「必要、かつ合理的な配慮」について普及を図りながら、差別のない社会の構築に取組んでいくことでの原則となっております。

　４つ目が、「真の共生社会・インクルーシブな社会の実現」ということでございます。点字の資料では２５ページになっております。

　障がいの有無に関わらず、それぞれの個性と差異と多様性が尊重されまして、それぞれの人格を認め合う共生社会、障がい者が社会の構成員として分け隔てが出ることなく、地域社会でともに自立し支えあう社会、インクルーシブな社会の実現を追求していくことを原則として掲げております。

　５つ目ですが、「多様な主体による協働」でございます。点字の資料では２６ページからになっております。

　このようなインクルーシブな社会を実現していくためには、行政のみならず、障がい当事者や家族、府民、事業者、ＮＰＯ、地域団体など、多様な主体の参画と協働により障がい者施策を進めていくことが重要であると、この中で掲げております。

　第２章におきまして述べている基本理念、基本原則につきましては、第４次計画の根幹となる部分でございます。ここに大幅な変更を加えてしまうと計画全体が若干崩れてしまうというところもございますので、事務局といたしましては、最大限尊重する形で、極力見直しをかけない方向で検討していただければと存じております。

　次に、第３章でございます。

　第３章で、大阪府がこのような基本理念、基本原則に基づき、どのようなことに取組んでいくべきかを整理している章でございますが、その中でとりわけ重点的に取組んでいく施策目標といたしまして、第１節で最重点施策目標を三つ掲げております。点字の資料では３６ページからになっております。

　１つ目が、入所施設や精神科の病院からの地域生活への移行の推進ということでございます。本人の希望に応じて地域生活が送れるようにするために、一層、強力に地域移行を推進していくことで、施設から生活の場を移すというだけの支援でなく、個人が地域で生活経験を積み上げていく生活づくりの支援、そして、安心して地域で暮らし続けていけることを含めて支援をしていくといったことを記載しております。

　２つ目でございますが、点字の資料では３８ページからになっております。

　障がい者の就労支援の強化を掲げております。地域で暮らすということだけではなく、自立と社会参加を実現していくためには、いろいろな意味での就労支援というものが必要になってくると、この中で述べております。

　３つ目の目標は、施策といたしまして、施策の谷間にあった分野への支援の充実ということです。点字の資料では４１ページからになっております。

　発達障がいや、高次脳機能障がい、医療的ケアが必要な重症心身障がい児者など、これまで施策では見落とされがちであった方々への支援を充実させていこうということが、この第３章の施策の中で述べられております。

　第３章第１節につきましても、このような柱立てをかえるということではなく、現在の進捗状況といったものを踏まえていただきまして、今、掲げております目標を達成していくためには、どのような方策が必要かといった視点でご議論いただければと考えております。

　では、どこを見直していただくかということでございますが、１３ページからの第２節をご覧ください。点字の資料では４５ページからとなっております。

　本節では、大阪府としまして取組むべき施策・事業といったものを６つの生活場面ごとに分けて整理しているところでございます。

　生活場面といたしましては、「地域やまちで過ごす」「学ぶ」「働く」「心や体、命を大切にする」「楽しむ」最後が「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」といった６つのカテゴリーに分けておるところでございます。

　今回お配りしている資料には、サンプルといたしまして「地域やまちで暮らす」という部分の資料を添付しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

　この説の構成といたしましては、まず「１０年後の目指すべき姿」ということで、こちらは１３ページに掲載しております。点字の資料では４５ページになっております。

　続きまして、場面ごとの取組みを、さまざまな切り口、文章で記載しております。その文章の記載の後に、２１ページから、点字の資料では７３ページからになっておりますが、大阪府庁内のどこの課が、どのような取組みをいつまでに実施するのかといった視点で整理いたしました「事業一覧」が付いておりまして、本部会では、この文章部分と事業一覧部分につきまして、現在の実施状況を整理・分析した上で、今後、力を入れて取組むべき事項や、社会情勢の変化等によりまして何か付け加えるべき事項がないかといった点について、検討を行っていただければと存じております。

　この後は資料が付いていませんが、また、目次に戻っていただきまして、先ほど申し上げました第４章につきましては、障がい福祉計画に該当する部分でございますので、今回の見直しの対象外であるということをご承知おきいただきたいと思います。また、第５章につきましても、関係データの整理ということでございますので、こちらにつきましては、計画を作成する際に、適宜更新をしてまいりたいという部分であります。

　以上、第２章の基本理念、基本原則の簡単なご説明と、今回の主な見直しの対象が第３章の第２節を中心にご検討いただきたいという旨につきまして、ご説明させていただきました。ありがとうございます。

○大谷部会長

はい。ただ今、ご説明がございました。

　本検討部会で審議する点としては、第３章のところをご議論いただく、もしくは第５章のところになるかと思っておりますが、ただ今の事務局の説明について、何かご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

○委員

　第４次計画の中間見直しにあたるということでよろしいかと思いますが、まだまだ大阪府下、今までも「どこに住んでいてもきちんと自立生活ができるように」という理念が昔から掲げられてきておりまして、以前、第３次計画で「なみはや市基準」というものを作って、人口１０万人の都市でどれくらいのサービスを、それぞれものさしを作って、介護であればどれくらい、グループホームであればどれくらいというような基準を作って進めてきた時期もあったのですが、それが国で数値目標を設定ということで定められてから、そのようなものがなくなって、市町村格差が今なお大きく残っているという現状です。

第４次計画のこれからの中間見直しに際し、確か巻末には、今の数値目標が各市町村で示されておりましたが、これからそれぞれの今の進捗状況を、サービスごと、市町村ごとで示していただけるのかどうか。もし、示していただけるのであれば、人口的に小さな町村もありますので、人口割でそれぞれの実績について示していただけたら非常に助かるかと思います。以前のなみはや市水準みたいなもので比較できるようにしていただけたらありがたいということです。

　もう１点、この前の第４次計画は１０年後の目指すべき姿、現状の評価と課題、具体的な取組みということで、各課題でまとめられていて、１０年後はこのようにしていこうという目標が掲げられてきているのですが、数値目標の進捗報告だけでなく、この間の新たな課題も含めて、どの課題がどこまで進んでいるのか、あるいは進んでいないのか。進んでいないのであれば、それぞれの原因、分析も合わせて示していただければと思います。併せて、市町村でもサービスが極端に低いところなどは、その原因なども合わせて示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○大谷部会長

委員からは、この部会の中間の見直しのところで共通認識をいただいたと、これは間違いないと思いますが、あと、それぞれの広域で府下の進捗状況、そのようなところについて、全体的に人口割等を含め、基準で進捗状況等がお示しいただけるかというご質問でございますが、これについて事務局からお願いします。

○事務局

事務局からお伝えさせていただきます。

　数字の部分につきましては、第４次障がい福祉計画に関わる部分になるのかと思っています。

　こちらにつきましても、年度ごとにＰＤＣＡサイクルを回していくことになっておりますので、それぞれ年ごと、市町村ごとの進捗状況をこちらで集積し、課題分析をしていきたいと思っておりますので、必要に応じまして、本検討部会におきましてもご提示させていただければと思っております。

　また、この進捗状況についてどこまで進んでいるのかや、課題分析も含めてお示しをするということでございますが、次回以降、生活場面ごとにそれぞれの施策につきまして、現状がどのようになっていて、どこまで進んでいるのか、担当の所管課としてどこが課題だと思っているのかをまとめた資料をお示しした上で、皆さまにご検討、ご議論いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員

ぜひ、よろしくお願いいたします。

○大谷部会長

はい。それぞれの市町村、福祉計画で数値目標を示しております。そのようなところ、あらためてどのような状況で進展していくか、あるいは分析というところは皆さまにお示しし、ご議論をいただくということになるかと思います。ほかにいかがですか。特にございませんか。

○委員

　私たちの団体は、障がい者福祉会の活動を各大会でもいろいろ取組みはしているのですが、この福祉会をやっている代表というと、高齢者、後期高齢者が大半です。この福祉計画、障がい者計画等について、われわれの年代の、実質活動をしている障がい者がこの中身について知ることはまずありません。知ろうということもありません。そうすると、私たちの団体から見ると、これは行政を中心とした、日常の生活のかかっている障がい者を対象にされたものであるというぐらいしかわかりません。

　これを見ても、どこの部分を改正する必要があるのか、逆に改正しなければならないのか、そのようなこと自体も私たちではわかりません。行政のほうで、１０年計画の中で何年か過ぎていますが、その経過から見て、「この分野については行政サイドとしては改正する必要があると思っています」というような改正案、そのようなものの提示がなければ、私たちは自分の思いとして、文章を見せてはもらっているのですが、なかなかどこの部分をどのように改正したらいいのか、まったくわかりません。

　今後の会議の持ち方にも影響があるかと思いますが、できれば、私たち参加者が理解をしやすいように、行政のほうで案というものがあれば、そのようなものを提示していただくとありがたいです。そのように説明を聞きながら思いました。

○大谷部会長

はい。ありがとうございます。いわゆる介護保険の制度上運用する、例えば具体的にいいますと、ホームヘルプでもそうですが、身体障がい者のホームヘルプサービスの買物、介護保険では買物は、基本的には同行して買物をするという項目は難しいわけですが、障がい者施策ではそのようなことも可能でございます。同時に、介護保険と障がい者施策の移行する際のさまざまな課題のところも、たぶん、先生方の組織の中でも議論があるのではないかと思います。

そのような意見をここでおっしゃっていただいて、介護保険制度では高齢になってもこれは使えるけれども、身体障がい者のほうは使えないとか、そのような制度上の問題等についても、ご意見を賜ればありがたいと思います。それを福祉にという形で取りまとめて、事務局で取りまとめていただいて、制度上の問題があれば、それはそれで共有化を図りたいと思っております。その内容については事務局で案を作っていただくということで、皆さんの意見を集約する形でお作りいただくということでございますので、最初に行政のほうですべて取りまとめるということではございませんので、申し訳ございませんが、そのあたり、介護保険等と障がい者福祉サービスとの違いや、使いづらさというものがあれば、また、この会議でおっしゃっていただければありがたいかと思います。よろしいでしょうか。

　はい。いろいろご意見を賜りたいと思っております。せっかくお集まりいただいて、皆さんの実際のところで、どのような課題があるのかというところを共有化しながら、すぐに変えられるわけではありませんが、どこに問題があるのか見直しをするのは当然のことかと思います。ただ、見直してはならないこともございます。先ほど事務局からお話があったように、基本理念や基本原則、これは受け入れて、今後とも審議を諮っていかなければ整合性が取れない。変えられるものは変えられるだけの、私たちの議論で勇気をもって提言していかなければならないと思っています。

　第４次大阪府障がい者計画の見直しについて、見直す部分について共有化が図れたかと思いますので、今後の進め方について、事務局から説明をいただきたいと思います。また、最後にでも、この第４次障がい者計画についてのご意見もあればお受けしたいと思います。時間の許す限り、皆さんの意見を集約したいと思っております。

　それでは、第４次障がい者計画の３、４が大きなボリュームになるかと思いますが、大阪府障がい者計画の見直しの進め方について、事務局からご報告をお願いしたいと思います。

○事務局

　それでは、議題（３）の説明をさせていただきます。資料３をご覧ください。

　まず、障がい者計画、障がい福祉計画の今後の策定スケジュールというペーパーでございます。

　先ほど説明させていただきましたとおり、障がい者施策全般に関する長期計画でございます、「障がい者計画」と障がい福祉サービスの見込量などを示しております。３年間を期間といたしました障がい福祉計画の二本が動いているというところでございます。

　この「３年スパン」の第４期障がい福祉計画というものが、現在、平成２７年度から平成２９年度の期間で動いているところでございますが、平成２９年度で第４期障がい福祉計画は終了しますので、平成３０年度から第５期障がい福祉計画を策定する必要が出てまいります。このタイミングに合わせまして、現在、動いております計画冊子の第４章の部分に当たりますが、第４章を入れ替える必要が出てきますことから、時期を合わせまして、この長期計画でございます第４次障がい者計画につきましても、中間見直しをしたいということで、現在、検討部会で議論をしていただいているところでございます。

　平成２８年度に本検討部会におきまして、議論をいただきまして、計画の見直しをどのような方向で行っていくのかにつきまして、意見具申をまとめていただきたいと存じます。

　併せまして、事務局におきまして、平成２４年度の第４次障がい者計画策定当時から、障がい者の生活がどのように変わってきたのかといった実態把握をしていくための調査を行いたいと考えております。その調査票につきましても、本検討部会の中で検討をお願いしたいと存じております。

　来年度、平成２９年度につきましては、この２つの結果をもちまして、事務局としまして、計画の作成作業に入っていきたいと考えております。

　なお、第５期障がい福祉計画の期間が平成３０年から３２年度までとなっておりますことから、現計画、第４次障がい者計画の周期が現在のところ平成３３年度までとなっておりますが、一年前倒しにすることで、平成３３年度当初から２つの計画を同時に開始することができるのではないかと。そのため、今回、計画を見直すにあたりましては、これまでどおり周期を平成３３年度末としてやっていくのか、あるいは一年前倒しにしていくのかという点につきましても、検討の視野に入れていただければと考えております。これが長期のスケジュールでございます。

　一枚めくっていただきまして、平成２８年度上半期検討スケジュール（案）をご覧ください。

　今年度、上半期のスケジュールをお示ししております。５月が本日の検討部会ということでキックオフをさせていただきました。６月以降、６月、７月、８月と毎月１回ベースということで、本検討部会を開催させていただきたいと存じております。

　次回以降、生活場面ごとの議論ということでございますが、生活場面１番から３番まで、「地域やまちで過ごす」「学ぶ」「働く」といった分野でございますが、それぞれ２回程度検討を行っていただくとともに、先ほど申し上げました「ニーズ実態調査」の調査票の中身についても検討していただきたいと考えております。

　上半期の到達点といたしましては、９月までに生活場面の前半の３つを審議いただきまして、実態調査を実施するところまで到達したいと考えております。

　その後、本部会での検討状況を親会であります推進協（大阪府障がい者施策推進協議会）に報告いたしまして、下半期につきましては、残りの生活場面４から６についての検討と、最終的な意見具申（案）を取りまとめていただく予定で進めていただきたいと存じております。

　それでは、３ページ目をご覧ください。

　「第４次大阪府障がい者計画評価・見直し検討部会基礎資料」について資料をご用意しております。

　こちらは、各生活場面を検討していただくに当たりまして、事務局として準備をしていきたいと思っている資料でございます。

　計画の評価・見直しをしていただくに当たりましては、現在の進捗状況を適切に把握した上で、今後、特に力を入れて取組んでいくべき事項を整理すると。取組みの進んでいる部分と、そうでない部分の洗い出しをしていくことが１つ。

　２つ目としましては、計画策定時からの状況の変化等ということで、新たな法律の施行や制度改正を踏まえまして、現計画に付け加えるべきことはないかなどの整理をしていくということが重要になってくると思っております。

　この観点から、事務局といたしまして、生活場面ごとに３つの基礎資料をご用意したいと思っております。

　資料の１つ目といたしまして、直近の実施状況ということでございまして、生活場面ごとに記載されております個別の具体的な施策の取組みにつきまして、最近の実施状況や課題について整理した資料をお示ししたいと思っております。

　２つ目といたしまして、平成２４年度以降の状況変化についてということでございますが、各生活場面に関連してくる法律や、制度の改正等につきまして、その内容を整理した資料も準備していきたいと思っております。

　最後に３つ目ですが、生活場面ごとの論点整理といったものもお示ししたいと考えております。

　先ほど委員からもご指摘ございましたが、生活場面ごとに、このような広範な資料をご提示するだけではなかなか議論にまとまりがつかない、重要論点がよくわからないということになってまいりますので、事務局として特に検討していただく必要があるといった整理をした論点につきまして、資料としてお示ししたいと考えております。

　以上、よろしくお願いいたします。

○大谷部会長

はい。今、事務局からご説明がございました「第４次大阪府障がい者計画の見直しの進め方について」というところでございます。これについて、何か、もう少しここはどうかというご意見、よろしいでしょうか。

○委員

この基礎資料については先ほども言いましたように、進んでいない原因等もできる限り掘り下げて、検討して提示していただけたらと思います。

　この間の東日本大震災や熊本の地震など、いつ、何が起こるかわからないということが相次いでいます。この前の熊本地震でも、一般の避難所で避難できないという問題が出ておりまして、今でも車中泊とか、崩れかけた赤札の付いた住宅で過ごさざるを得ない障がい者がいるという報道もありまして、このあたり、防災については第６章の「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」というところでも書かれているのですが、あらためて重点的に検討すべきことかと考えております。

いきなり生活場面ごとの検討ということにされておりますが、もう少し前の文章、基本理念などをいじるということにはならないと思いますが、各生活場面に入るまでの重点施策についても検討する機会は設けられるのでしょうか。

○大谷部会長

はい。これについて、いかがでしょうか。

○事務局

貴重なご意見をありがとうございます。

　私どもといたしましても、この熊本地震などを経験しまして、防災に関する施策というのは重要であるということで認識させていただいております。本計画の中で、どのような形で落とし込みができるのかにつきましては、内部で再度検討させていただきまして、検討していく中でお諮りさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○大谷部会長

はい。ありがとうございます。委員のご指摘、検討させていただきたいということでございますので、ご了承お願いいたします。

　災害対策基本法が制定されまして、大もとであるそのあたりと、どのようにリンクしていくのかも一つのポイントになってくるかと思います。障がい者施策だけではなかなか難しい点もございます。そのようなところも含めて検討させていただきたいということでございます。

○委員

　障がい者計画と障がい福祉計画の関係について意見を述べさせていただきます。

　現在、全体の中で第４期障がい福祉計画が本文として載っているのですが、最初は、第３期障がい福祉計画でありました。これをそっくり第４期障がい福祉計画に置き換えをされているのですが、そうなると第３期障がい福祉計画の評価が消えてしまいます。

置き換えをされるときにも意見を述べさせていただきました経緯がありますが、単純な置き換えをするのではなく、第３期の評価も書いていただいて、第４期を書く。それと同じ手続きを今回の第５期を作るにあたって、第４期の評価も書いた上で、第５期の障がい福祉計画も書き込むということです。章を書き足していくスタイルにはできないものなのでしょうか。

　せっかく障がい福祉計画、いろいろ進捗状況等あるのですが、その評価がそっくり入れ替えてしまうと消えてしまいます。とても残念だと思っておりますので、ぜひ、検討をお願いしたいと思います。

○大谷部会長

小尾委員からご指摘をいただきました。このあたりについて、整合性というところで事務局はいかがでしょうか。今、用意できますでしょうか。

○事務局

ご意見ありがとうございます。

　第４期から、国のほうでも障がい福祉計画の進捗状況につきましては、ＰＤＣＡサイクルを回していくということが義務づけされていまして、このＰＤＣＡサイクルを回していく中で障がい福祉計画だけではなく、今回の障がい者計画全体の中でもどのような課題があり、どのような進捗状況であるか分析も踏まえながら、見直しを図っていければと思っておりまして、障がい福祉計画自体の評価をどのような形で第５期を策定する際にできるのかにつきましては、また、ご相談させていただければと思っております。

○大谷部会長

はい。一応救えるものは救っていくというか、当然、検討させていただきたいという事務局の思いであろうかと思いますので、よろしくお願いいたします。できるだけそのような方向で検討させていただきたいということでございます。ほかにいかがでしょうか。

○委員

　今年度、参議院で発達障害者支援法など、いろいろと法律が改正されていますので、できましたら、そのような内容を踏まえて考えていっていただけるのだろうと思っています。それには、私たちも法律でわからない点もありますので、もう少し詳しくこのようなところも入れてということで、また、教えていただきながら進めていっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○大谷部会長

はい。委員からのご要望です。発達障害者支援法が見なおされまして、主には個別支援教育の義務化、雇用に関する努力義務と言われているわけですが、運営上、それが具体的にどのように変化していくのか、そのあたりの見通しについてもきちんと議論していただきたいということでございますので、資料として提示いただければありがたいかと思っております。よろしいでしょうか。

　市町村、特に障がい者計画ですので大人になるのですが、実は子どもの政策が「認定こども園制度」に伴いまして、教育委員会管轄になっているところが多いかと思います。今後の障がい者計画で、そのような子どもの問題も、いわゆる障がい児の問題も、所管の問題でデータが集めにくいのか、あるいは市町村ごとに、教育委員会管轄に障がい児の施策が移されているところもあるようにお聞きしております。そのあたり、委員のところはどんな感じですか。

○委員

四条畷市におきましては、私はもともと保健師で子どもをずっと見てきましたが、障がい福祉課に来て、大人の障がい者に関わるということが自分自身の経験もありまして、やはり一貫した支援、一貫した相談というのが非常に大事だということを市の中でも課題と考えていますので、本市におきましては、学校の場面は教育委員会になるのですが、市の中に「障がい児施策検討委員会」というのを作っていて、その事務局については障がい福祉課が持ちまして、それぞれの場面について全体を通して見るということを、障がい福祉の場面で考えていこうと今やっているところでございます。

○大谷部会長

ありがとうございます。委員、いかがでしょうか。

○委員

　忠岡町は、教育部門につきましては教育委員会でやっているところでして、ただ、障がい児に関するサービスにつきましては、子育て支援課というのがあるのですが、今のところは、私どものいきがい支援課が障がい福祉全体として捉えて動いているところでございますので、その辺はまだ分かれていませんが、大きな施設と子育て支援を掲げてやっているところはあるのですが、忠岡町では、一体的に障がい児・者を含めて、サービスについては障がい部門でやっております。

○大谷部会長

はい。ありがとうございます。少し放課後デイサービス等の課題もお聞きしております。その辺の課題を集約する場合に、その担当課がどこかというところも市によって大きく変わっているとお聞きしております。また、ご留意いただければありがたいかと思っております。ほかに、ご意見ございませんでしょうか。

○委員

　すみません。２つ意見がございます。１つ目に、墨字の資料３の１枚目に、今回の第４次計画が平成３３年度末なのですが、障がい福祉計画との整合性の話があって、平成３２年度末にしておくのか、予定通り平成３３年度末にするのかという話があったかと思いますが、これは、本部会において事前に決めておくことが可能なのか、あるいは推進協で決めることなのか。仮にこの部会で決められるのであれば、先に決めておいたほうがいいのか、後で決めたほうがいいのか、個人的にはそこのところがよくわからないのですが、これが１つ目の質問です。

　２つ目は、先ほどの子どもの話ですが、資料を集められるかどうかということで、必然的に少しテクニカルに考えると、本計画は、基本的に障害者基本法に基づく計画でもあります。

　障害者差別解消法というのがご案内のようにありまして、あれは言うまでもなく「釈迦に説法」ですが、市町村の学校、府立学校も含めて学校教育に適用されますから、そのように考えると、教育委員会部局なのか、知事部局かの話というのは置いておいて議論をせざるを得ないかと思いますので、そのあたりご留意いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○大谷部会長

はい。ありがとうございます。委員から貴重なご意見をいただきました。この対応について、これは委員会なので具申をしますので、ここで決定できることではないと判断しておりますが、事務局はその点いかがでしょうか。

○事務局

先ほど部会長からおっしゃっていただいたとおり、この検討部会の中では「提言」としてまとめていただきまして、提言書を推進協にご報告いただきまして、推進協のほうで決定していただくことになろうかと思っております。

　一年前倒しの話をどの場面でしていただくのかということにつきましては、下半期のどこかの時点でお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○大谷部会長

はい。よろしいでしょうか。基本的には意見具申の場でございますので、本委員会が決定機関となります。よろしくお願いいたします。

　長期計画の１０年というのは長いですね。これを５年にするなど、提案してもいいのですか。

○事務局

　議論の可能性としてはあるかと存じております。

○委員

３の倍数がいいですね。

○大谷部会長

３の倍数。これだけ制度がころころ変わると、１０年経つと時代が変わっているので、長期計画といっても５年が限度かと。皆さまのご意見も参考にするわけですが、根幹に触ることで、ここではアンタッチャブルということであれば、それはそれでやむを得ないと受け入れようとは思っていますが、変えられるものであればそのような方向もありかと思っております。

○委員

　この年月のことなのですが、ご承知のとおり、総合福祉法見直しの中で、平成３０年度から福祉サービスを長期にわたって利用されている方についての課題が１点と、重度訪問介護が病院内でも使えるという部分もありますので、そのあたりも盛り込むほうがいいのかと考えております。よろしくお願いいたします。

○大谷部会長

はい。ありがとうございます。委員からのご意見でございますが、 障がい福祉サービスの変化、重度訪問介護の利用ですね、病院での対応が平成３０年度から可能になるということですね。

○委員

平成３０年度から。参議院で通ったということです。

○大谷部会長

今までコミュニケーション支援や地域生活支援事業の中で、重度訪問介護がそのような所で使えるという変化があるので、そのあたりについても、当然、議論することになると思います。変化が非常に激しいですので、そのあたりも議論になると思います。

○委員

今後のスケジュールを見ますと、生活場面ごとに議論を進めていくという見通しなのですが、この計画ができたときに意見を言わせていただきましたが、生活場面を切り取るととてもわかりやすいのですが、そこから抜け落ちてしまう支援がいろいろあろうかと思います。今後議論するにあたって、気になることを３点ほど言わせていただきます。

　まず、生活場面を切り取った結果、抜け落ちてしまうもの、具体的には、ライフステージの問題です。その場面ごとには、確かにそうかもしれませんが、一人の人に焦点を当てたときに、幼児期の問題やあるいは１８歳問題、６５歳問題などがあろうかと思いますが、就労支援は熱心ですが、引退するときの支援はどうなるのか、そのようなライフステージを考えたときの視点が抜け落ちているように感じます。

　具体的には、家族支援問題や兄弟支援の問題、さらに新しく技術が開発されてきたときの活用の話などいろいろすると思いますが、生活場面を切り取ってしまいますと、その分が抜け落ちてしまう大きな課題が一つあるので、これなどは意識しないといけないのではないかと思います。

　２つ目は、生活場面を横断的に考えなければいけない課題があると思います。生活場面は切り取ったのだけれど、共通で横断的な課題がいろいろあると思います。

　例えば知的障がいの分野でいいますと、本人活動支援の問題。障がい者一般でいいますと、当事者活動の支援の話や、先ほど出ました災害の話、あるいは国際交流、スポーツや文化、そのような面が抜け落ちてしまうのではないかと、共通として取り上げなければいけないのではと思います。

　３つ目は、冒頭のあいさつでも少しありましたが、その場で起こるであろう新しい事態への対応、この間にたくさん障がい者の法律ができていろいろあったのですが、もう少し先に何が起こるか、いろいろ手がかりがいくつかありまして、例えば新型出生前診断の問題、これで障がい児が生まれる率が低くなっている、あるいは消極的な安楽死の問題、これも非常に大きな問題です。

　さらに最近のバーチャルリアリティの話や、人工知能の問題など、身近な問題としては「マイナンバー」の問題、計画を検討するときに少し言わせていただきましたが、事務局から一蹴されました。事務局から一蹴されたのは記憶に残っているのですが、そんな将来のことはわかりませんということではないですよね。

　まさに１月からマイナンバーを入り口として使わないといけないです。そのような少し先の事態を見通した分も、少し意識して書かないといけないと思います。

　生活場面を切り取ったことで抜け落ちている分はないのか、横断的なそのような課題はないのか、少し先に起こりそうなものには何があるのかを整理して、議論したいと思っております。

○大谷部会長

はい。ありがとうございます。委員のご意見です。マイナンバーについては一蹴したということではございません。一応は検討させていただいたかと思っております。不十分な点があったらお詫びしたいと思います。

また、おっしゃっていただいている点、そのとおりかと思います。ただ、何をどの程度盛り込むかということになってまいりますと、これはまた別の話ですので、議論するというところと、まとめて、いわゆる料理を出す段階、材料を集めるのは多いほうがいいと思いますが、どのような料理を出すかというのは、総花的に出してもなかなか難しいかと思いますので、そのようなところは皆さんにご議論いただいて、具申でございますので、取りまとめて推進協にご意見をまとめさせていただいて、整理をさせていただくというのが、検討部会の性格であろうかと思います。

委員のおっしゃる点、十分議論をさせていただいて、具申の中に取り込んでいけるものはいきたいと思っております。難しい点も多々ございますので、その点は委員の皆さまのご意見を聞きながら進めてまいりたいと思います。よろしゅうございますか。

○各委員

異議なし。

○大谷部会長

はい。時間の関係もありまして、少し前に進めさせていただいてよろしいでしょうか。

　４番目の「実態調査」のところ、事務局からご報告を受け、質疑応答をさせていただいて、なお残り時間があれば、全体の振り返りの時間もお取りしたいと思っておりますので、少し前に進ませていただきますが、よろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○大谷部会長

はい。ありがとうございます。

　それでは、４番目の議題になっております「障がい者生活ニーズ実態調査（案）」について事務局からご説明お願いします。

○事務局

資料４－１をご覧ください。平成２８年度ニーズ調査概要について、「案」という資料を用意しております。

　２番目に「目的・必要性」というところがございますが、先ほど来、ご説明をさせていただておりますとおり、今回、障がい者計画の評価・見直しをするに当たりまして、計画の実施から、平成２４年から障がい者の生活がどのように変わってきたのかについて、実態を把握することが必要であると考えております。そのために調査を実施したいと考えております。

　実施の時期でございますが、３番に書いてございます、点字の資料では３ページになります。

　８月をめどに調査を実施いたしまして、１０月をめどに集計・分析を行いたいと考えております。

　４番の「調査の方法」でございますが、調査内容につきまして本検討部会でご議論いただきたいと考えております。調査対象といたしましては、平成２２年度にも同趣旨の調査を実施しておりまして、そのときと同規模の８０００人で考えております。

　対象といたしましては、身体障がい、知的障がい、精神障がいの手帳所持者の方、精神障がい者に関しましては、手帳を持っておられない方もたくさんいらっしゃるということでございますので、自立支援医療の受給者といった方を対象にしたいと考えております。また、手帳をお持ちでない発達障がいの方、難病の方についても対象としてサンプリングしたいと考えております。

　本資料に「障がい種別の内訳」ということで書いてございますが、身体障がい児者で３８００人、知的障がい者で２０００人、精神障がい（発達障がいを含む）１８００人、難病の方ということで４００人という内訳をお示ししております。

　この内訳につきましては、平成２２年度の調査対象者の内訳をもとに、全体の補数に対するサンプリング数というのが、統計学的に問題ないかという点を検証しました上で、全体の８０００人という総枠を踏まえて設定した数字でございます。

　資料４－２をご覧ください。

　今回、実施いたします調査に関しましては、第４次計画の中間評価・見直しという中で実施するということでございますので、計画期間の経過に伴い、障がい者の生活がどのように変わったのかを捉えるということを主たる目的としたいと考えております。そのため、基本的には調査票を抜本的に改めるということではなく、基本的には平成２２年度に実施した調査の内容を踏襲しつつ、適宜、質問内容の修正、新規項目の追加について検討していきたいと考えております。その際には、全体のボリュームや、回答者の負担感などに配慮いたしまして、極力、回収率を高めるような形にしていきたいと考えております。

　資料４－２にお示ししております一覧につきましては、別添にございます資料４－３、こちらが平成２２年度の調査票になります。こちらの調査項目をもとに、事務局でこの点は改正したほうがいいのではないかといった点を簡単にまとめたものをご用意させていただきました。この中の説明をさせていただきます。

　まず、基本的事項に関しまして、事務局の意見といたしましては、難病等の状況に係る質問項目を追加すべきではないかという点、制度が変わりまして「障がい程度区分」となっておりますが、こちらは「障がい支援区分」に修正すべきであるという点。

　この中で性別の質問をしておりますが、「ＬＧＢＴへの配慮」が必要ではないかという意見も出ておりました。

　続きまして、「地域やまちで過ごす」という点、こちらは点字の資料では３ページから４ページでございますが、それについては特にご意見が出てきていない状況でございました。

　続きまして、「学ぶ」のところでございますが、点字の資料では４ページから５ページになります。

　「学ぶ」の中の問１９でございます。平成２２年度では、もう少しいろいろ学習したいと思ったときに困ることや、不便に思うことということでお聞きをしておりますが、学習の内容に障がいへの配慮がないといったことについて、学習内容に配慮がないのではなく、障がいの特性に応じた配慮がないといった表現にすべきではないかという意見が出ております。

　続きまして、「働く」の場面です。点字の資料では５ページから６ページでございます。

　問２０の「就労の状況」について聞いているところがございますが、働いている・働いていないといった観点ではなく、どのように働いているのか、今後どのように働きたいかという点を追加すべきではないかという意見も出ております。

　問２１につきましては、「仕事を辞めた理由」ということでお聞きしておりますが、働けない、働き続けられない理由と、働き続けたいと思う理由、またそのために望むこと、ということを聞いてはどうかという意見が出ておりました。

　問２２でございますが、就労Ｂ型で働いている方に対して、「工賃の増額希望額」をお聞きしておりますが、工賃に限らず、働いてどれぐらいの収入がほしいかという観点で聞いてはどうかという意見が出ております。

　「心や体、命を大切にする」というカテゴリーです。点字の資料では６ページの途中からになります。

　問２３ですが、「リハビリテーションや、生活訓練の状況」といったものをお聞きしておりますが、健康保持の取組み状況も聞いてはどうかという意見が出ております。

　次に、「楽しむ」の場面です。点字の資料では６ページの中ほどから７ページにかけてでございます。

　この中で社会参加に関する関心というものを確認する項目を追加してはどうかという意見が出ておりました。

　最後のカテゴリーですが、「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」のところでございます。点字の資料では７ページから８ページにかけてでございます。

　「コミュニケーション支援に関する調査項目」ということで、量的、質的な充実度、認知度、医療移行、利用しない理由などを追加してはどうかという意見が出ております。

　「障がいがあるためにあきらめたことはないですか」といった質問をしておりますが、この回答について、１つに絞らなくてもよいのではないかという意見が出ております。

　最後、「差別や嫌な思いをした経験」ということで、各場面、どのような場所でそのような思いをしておりますかということをお聞きしておりますが、その場所に行政機関も入れるべきではないかという意見が出ております。

　本日は、これらの内容につきまして、委員の皆さま方から、こんなことを聞いてはどうかといったような形で、フリーにご意見をいただきたいと存じております。それらを持ち帰りまして、次回の部会におきまして、事務局としての案をご提示させていただきたいと存じておりますので、ご意見頂戴いたしたく、よろしくお願いいたします。

○大谷部会長

はい。ありがとうございます。資料４－３のところで、アンケート（案）ということで、前回の実態調査表をもとに少し文言を修正したところでご提案をいただいたところでございます。これについて、いかがでしょうか。

○委員

今日は大きな修正点について意見を述べればいいのですね。

　まず、基本的事項のところからですが、この間、自立支援法になってサービスが広がってきたというところはあるのですが、ときどき出てくるのが、親が７０代、８０代の高齢で、本人も４０、５０代の重度、サービス利用にほとんどつながっていなくて、一家心中や障がい児殺しというのが、この間、大阪市内でも立て続けにあったのですが、そのような障がい者のご家庭が相談に乗っているとちらほら出てきます。

「この子の面倒はずっと自分がみないとあかんのや」と抱え込んでいるようなケースがあって、そのようなケースが非常に危ないと思われまして、相談支援でもその掘り起こしが何とかできないのかと考えております。基本的事項でその辺をクロス集計などして、割り出していただくことができないのかということが１つです。

　同居家族の構成・年齢等も聞いていくとか、誰と同居しているかをあわせてクロス集計して、抱え込みの事例、サービス利用もない等をクロス集計して出してもらえたらということが１つです。

　それから「地域やまちで過ごす」という項目ですが、「生活で困っていること」というような項目も新設していただけないかと思います。「外出していますか」というのが中心かと思いますが、「外出できない」「通う所がない」「自立生活したいができない」「介護が少ない」「住宅が使いにくい」「お金が足りない」「親の高齢化」など、そのような課題を拾い上げるような項目を作っていただきたいです。

　あと、基本的事項で言い忘れたのが、大阪市の調査などは、施設入所者や親御さんにも聞くということを別でやっているのですが、その辺、施設入所者や精神科病院入院者は、別で確認をして、状況が重いなどの把握ができるようにしていただければと思います。

　「楽しむ」という項目なのですが、前の第４次計画は違和感を覚えます。「普通の余暇活動でどのように楽しむ」と聞いていただけなくて、楽しむというとスポーツや、文化活動か、近所への貢献、どうしても障がい者は楽しむのはそのようなことしか楽しんだらいけないのかという表現でされていることが、以前から違和感を持っていました。今回の「楽しむ」の項目も「近所の人との関係はいかがですか」など、少し偏っているように思いますので、抜本的にあらためて「どんなことが普段の楽しみですか」と、映画や買物など、皆さんと同じように普通の楽しみの内容を書いていただいて、それを楽しむにあたって何が不都合なのかを拾い上げてもらう。ガイドヘルプなども含めて課題を集約し、「交通機関の利用」や、「友人がいない」など、その辺の課題を集約していただけたらと思います。

　「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」のところですが、「地域での自立生活をあきらめた」などの課題を拾い上げてもらったり、細かい項目でいうと「子ども扱いされる」や、「顧客として見てくれない」などの声はよく聞きますので、そのような選択肢を設けていただいたり、「その他」というところに○をしたら、具体の内容が「学校等でどんなことがあった」「店でどんなことがあった」と書けるような書式になっていると思いますが、別に「その他」にしなくても、実際に「今までどんな場面でどんな嫌なことを受けたのか」ということを書き込めるようにしてもいいのではと思います。

　あと災害時のことについては、ぜひ、項目を設けていただいて、「災害時、どのようなところが困りますか」や、避難所で避難すると考えたときに、「何が課題なのか」と「どんな支援が必要なのか」という項目を設けていただいて、集約していただけたらと思います。あまり課題が多くなりすぎても答えるほうも大変なので、外してもいいところは削っていくことも含めてご検討いただけたらと思います。

○大谷部会長

はい。ありがとうございます。はい。どうぞ。

○委員

　最初の基本的事項に書かれているように、難病等の状況をもう少し加えることが、非常に私たちにとってはありがたいというか、評価することだと思います。

　実際の中身ですが、１つは「働く」という項目で、問２０で就労状況が書かれているわけですが、この項目だけでは、私たちからすれば不十分だと思います。なぜかというと、「働いている・働いていない」ということでもって、働くことを希望していても実際に就労できない問題があるわけです。特に難病の場合などは、病名を告知すればその段階でアウトということが結構あって、いわゆる「クローズ」ということで、病名を告げずに病気であることを隠して就労するケースもかなりあるのですが、そうすると病状を悪化させる場合もあって、非常に問題になっているわけです。その辺の部分をもう少し考えていただきたいということが１つ。

　それから「心や体、命を大切にする」というところで、通院状況などを書く欄があります。「病院で困ること」などを書く欄があります。

　難病患者の場合、通院で専門病院が必要になります。指定難病の場合は指定病院に行かないとダメということで、そこでもかかりつけの医院だからということで、簡単に行けないわけです。そのような意味の困難さというのがあるわけで、その辺の部分をどのように掴んでいくかというのも必要ではないかと思います。

　月に何回行っているかではなくて、合計の通院時間、２時間ぐらいもかかる場合もあるわけです。そのような困難さも含めて、ぜひ、考えていただきたいと思います。

　委員も言われましたが、災害の場合の問題で、いろいろな部分で気になっているのですが、在宅避難というか避難所に行けない、在宅で病気の場合、酸素吸入をやっているなど、そのような患者は在宅避難をするわけです。ここに対する支援というのが、大阪府下の各自治体の中でも５つぐらいの自治体しか、実際に在宅避難に対する支援計画が作られていないという部分が去年の段階でありました。

この辺の問題ももう少し何か、どのような場で聞くかということは別にして、災害避難という部分はもう少し突っ込んだ議論が必要かと思います。

○大谷部会長

はい。ありがとうございます。どうぞ。

○委員

　この調査票を見ると、基本的に健聴者、聞える方の立場から見て作っていると感じます。例えば学校や就労の場面など、聴覚障がい者として一番悩むのは、コミュニケーションの壁です。私の言いたいことがきちんと伝わらない、また、相手の言っていることがきちんとこちらに伝わってこない、そのような項目がないように感じます。人間関係の難しいところ、そのようなものが前提として、コミュニケーションができた上での悩みということになります。その前に、コミュニケーションそのものがまともにできないという問題があるので、そのあたりのことも加えてほしいと思っています。

　それと関係して調査の対象者が「身体障がい者」「知的障がい者」などと一くくりになっています。しかし、聴覚障がい者、視覚障がい者、身体障がい者、その三障がいそれぞれに分けて調査結果を出していただければ、もう少し深く分析ができるのではないかと思っています。そちらをよろしくお願いいたします。

○大谷部会長

はい。委員からのご意見でございます。

○委員

　細かくいろいろな問があってありがたいと思います。問６のところで２つ、３つお願いしたいことがございます。

　精神障がい者の保健福祉手帳を持っていないというところで、たぶん持っていないけれども自立支援医療を受けている人が対象だと思いますが、もう少し丁寧に括弧書きなどして、どれぐらいの数の方が、そのような手帳は持っていないけれどもという形で、理由などいろいろあるかと思いますが、この辺は等級のこととか、持っているかいないかのデータだと思いますが、少しただし書きをしていただければと思います。

　７ページのところで、先ほど委員もおっしゃったのですが、やはり特に精神障がい者の家族は、自分も障がいを抱えて生活のしづらさをとても実感しているのですが、家族が高齢になりまして、そして、高齢の家族を障がいとともにみないといけないという、本当に大変な思いで生活をしていらっしゃる方がかなりいらっしゃって、うちの相談の中でもそのようなお話がたくさんございます。そのようなことも含めて「誰と暮らしていますか」というところだけでなく、その中にそのようなことも組み入れていただけたら、実態を調査していただけたらありがたいと思います。

　あと、問２１のところで、「その他」に書くと言われるかもしれませんが、精神障がい者の場合は、仕事を辞めた理由というのが、仕事が不満ではなくて病気の発症など、いろいろなこともございますので、そのようなこともプラスしていただけたらと思っています。

　最後に、問３０のところ、これだけではなくて知りたいニュースやお知らせなど、どこから情報を得ているかというのは精神障がい者の場合、同じ趣味を通して、同じ仲間と話し合って、その中で情報を得るということもたくさんございますので、そのようなところも少し工夫をしていただけたらと思います。

○大谷部会長

はい。ありがとうございます。委員、どうぞ。

○委員

企業の立場で参加させていただいております。

　「働く」というところについて、何点かございます。問２０の「就労状況について」ということで、働いているかだけでなく、どのように働いているかというのは追加すべきであると思いますが、この中で、例えば働いている状況の中での具体的な施設名や、就労支援Ａ型、Ｂ型、企業規模、特例子会社等、特にどこの統計情報を見ても、５６人以下の企業規模で働いている方の人数というのがどこでもわからないというところもありますので、もし、そのようなところでピックアップできればいいと思っています。

　あと、働いている時間ですが、一日に働いている時間、Ａ型問題では、かなり短時間勤務をしているということで、長く働きたいけれども働けない方たちがたくさんいると思います。今、働いていれば働いている時間も知りたいですし、必要であれば、「何時間働きたいですか」という問いもあればいいのかと思っています。

　企業の中では「合理的配慮」というのはこれからやっていかなければいけないと思っていますが、働いている所に対して、不平不満や、特に配慮してもらいたいポイントがあって、配慮してもらいたいようなことを訴えられるような窓口があるかどうかなども、もし聞くことができれば聞いていただければと思っています。

　あと、別の場面なのですが、例えば「学ぶ」。「学ぶ」の場面の中では、学校の中でのことが羅列されているのですが、例えば児童の中でも放課後デイサービスにかかっておられる方がおられます。放課後デイサービスはどのような目的で使っているのかなども知りたいと思っています。

　例えば学校での学習に不満があって、放課後デイサービスで学習支援を受けたりなど、そのような形で行っておられるのか、学校以外で利用している施設があるかというのを聞いていただければと思っています。

　もう１つ、問２３のところで、リハビリテーション、生活訓練の状況の中で、精神障がい者の方はリハビリテーションや生活訓練だけでなく、カウンセリング等を受けられる方もたくさんおられると思います。そのようなことを受けられているのかというところ、ここの「心や体、命を大切にする」の項目の中で、少し精神障がいの方に対する配慮、質問項目が少ないかと感じております。

○大谷部会長

はい。ありがとうございます。いろいろご意見があろうかと思いますが、一応、１２時でと皆さんに案内をさせていただいております。不十分な点、ご指摘のあった点については、事務局でこれを集約させていただきたいと思っておりますので、限られた時間、本当は皆さん一人ひとりのご意見を反映するのが趣旨ではございますが、時間の関係上残り１０分程度しかございませんので、あと、いろいろお感じになった点については事務局にいったん集約させていただきたいと思います。

次回、反映する形で議論を進めさせていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

　あと、委員に、このような調査のことで少しご意見をお伺いできればと思いますが、よろしくお願いいたします。

○委員

　アンケートについて申し上げます。

　いろいろな時代のアンケートを十数年間作ってきましたので、ややもすれば冷たいことを申し上げるかと思いますが、その辺はご容赦ください。

　１つ目に、まず、「回収率」というのはとても問題でして、今、事務局から説明があったのは回収率が５割ぐらいを前提にした回答数なのです。もし、回収率が４割５分もしくは４割になってしまうと、調査の土台そのものが崩れてしまうということが１つ目です。

　２つ目に、ここは議論されたらいいと思いますが、事務局としては前回の調査と今回の調査を比較できるようにしたいということで、このような項目の原案をお作りになっているということですので、今の委員の皆さまのご意見をお聞きしていて、あまりいろいろなものを組み込んでいくと、この比較というのがかなり難しいものになるのではないかと思います。比較を取るか、かなり時間も経っているので新しいことを聞くことを取るか、というのは委員の皆さんのご判断かと思います。

　もう１つは、いろいろな自治体で必ず申し上げるのですが、この調査であえてしなくても、府の別の部局で既に聞いていらっしゃること、例えば地域福祉もこの審議会に入っていますし、あるいは各自治体でやっていらっしゃることを、府のほうでもう１回圏域ごとに見られて、それで何か言ったほうがいいものもあるのです。その辺を、これから事務局で少し整理をしていただければいいかと思います。

　もう１つは、やはり分析できるアンケートにしないと、ということです。やってみたのはいいけれども、実は分析が全然できなかったということでは、回答者の方に対して大変申し訳ございませんので、皆さん、それぞれいろいろな立場があって思いがおありだと思いますが、私も言いたいことはたくさんあるのですが、そのような事情も勘案した上で、事務局から今日のご意見に対する立案というものを作っていただければと思っています。

○大谷部会長

はい。ありがとうございます。今回、先生にも大変ご尽力いただかないとならないかと思っております。ご指摘いただいた点、そのとおりかと思っております。

　できるだけ同じような内容、自治体もニーズ調査はされていらっしゃいます。そのあたりで同じようなものは補足できるだろうと思います。先生がおっしゃっていただいたところだろうと思っております。

　やはりそのようなところはできるだけ省いたほうが書くほうも楽ですので、同じようなことを繰り返し聞くような事態は、市からもらって、府からももらって、それで同じような内容というのはもったいない気はいたしますので、今後、その辺の活用を考えていきたいと思っておりますので。また、その辺のところも含めて議論させていただきたいと思います。分析できるような仕組みということでございますので、この辺のところも、次の議論で皆さんのご意見を集約することになるのかと思っております。

　一応、議題はいったん切らせていただいて、最後に思いというのもおありかと思いますが、これだけは言っておきたいということがあれば、できればご発言いただいていない方にご意見を賜ればありがたいと思いますが、いかがでしょうか。せっかくの機会ですが、特によろしいでしょうか。

○委員

先ほど長期計画の期間について言われていたのですが、大阪市などでは６年あるいは９年に定めて福祉計画と整合性を取っているのですが、各市町村がいったいどのような期間設定になっているのかを一度調べていただいて、府と市町村がバラバラではおかしいかと思いますので、その辺も参考にしながら検討できるようにお願いいたします。

○大谷部会長

はい。ありがとうございます。貴重なご意見をいただきました。皆さんからは大変盛りだくさんなニーズ調査についてのご意見を賜りました。まだ不十分な点もございます。どうぞお気づきの点があれば、事務局に意見を寄せていただければありがたいと思っております。

　取り急ぎ、いったんこれで検討部会は締めさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

○各委員

異議なし。

○大谷部会長

それでは、事務局でその他、連絡事項等もございますので、よろしくお願いいたします。

○事務局

　今日、一日さまざまなご意見をいただきましてありがとうございました。障がい福祉室　企画課長でございます。

　まず、計画の関係ではさまざまなご意見をいただいております。例えば生活場面ごとにできているところ、できていないところをしっかり明らかにした上で分析をするといったこと、あるいは今国会で成立しました発達障害者支援法の改正や、総合支援法の改正といった内容を十分に留意する必要があるといったこと、さらに、基本的にはこの計画は、生活場面ごとに検討していくという形にはなっておりますが、そこで抜け落ちるような、例えばライフステージの問題や生活場面に横断するような課題ということについて、ご意見をいただきました。今後も検討していく中で、よく留意してまいりたいと考えております。

　特に震災の話題も出てございました。大阪府としましても、熊本の震災を受けて、あらためて考え直していかなければと考えておりますので、これから内部でも議論を進めてまいりたいと考えております。

　また、調査に関しましては、本日さまざまなご意見をいただきました。どれも重要な視点だと思います。一方で、最後、委員がおっしゃいましたとおり、回収率の問題、あるいはその後の分析のしやすさというところもございますので、その点につきましては、十分留意しながら今日いただきましたご意見を踏まえて、事務局としてあらためて案をお示しさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○事務局

それでは、大谷部会長、委員の皆さま、長時間にわたりありがとうございました。

　なお、今後の第４次大阪府障がい者計画評価・見直し検討部会につきましては、先日メールをお送りさせていただきまして、現在、日程を調整中でございます。

　日程が決まり次第、ご連絡をさせていただきますのでよろしくお願いします。

　以上を持ちまして、「第１回　第４次大阪府障がい者計画評価・見直し検討部会」を閉会いたします。どうもありがとうございました。

（終了）